

令和3年度作付転換営農継続支援事業（機械・施設導入支援事業）

5回目募集採択者の方へ

令和4年12月7日

1 今後の事務手続き等

(1) 実績報告書の提出（事業主体→市町村→県）

すべての事業が完了した後、補助金の支払いのために、実績を報告するもの。

○提出期限：令和5年2月28日（火）までに提出

※2月1日（水）よりも早く事業完了（納品、代金支払済み）した場合は、完了から1か月以内に市町村へ提出

（県補助金交付規則第12条による）

○提出書類：別紙の実績報告チェック表を確認して、ご準備ください。

2 スケジュール表

○基本スケジュール（最も遅い場合のスケジュール）

日 程	内 容
令和4年12月	計画認定・交付決定（県⇒（市町村）⇒農業者）
事業完了後1か月以内（県補助金交付規則第6条） 【最も遅いケース】令和5年2月28日（火）まで	実績報告（農業者⇒市町村） <u>※納品，農業者による支払が終わっていること。</u>
	実績報告受理後，県は履行調査を行い補助金額の確定及び補助金の交付を行う。
（最も遅いケース） 令和5年3月2日（木）まで	実績報告（市町村⇒県地方振興事務所）
令和5年3月	（県地方振興事務所による履行確認）
令和5年3月10日（金）	実績報告の進達（県地方振興事務所⇒県農業振興課）
令和5年3月31日（金）まで	額の確定（県⇒（市町村）⇒農業者） 補助金交付（県⇒[直接]⇒農業者）

※原則として上記の清算払い（実績報告後に補助金交付を行う）を実施するが、必要に応じて概算払にも対応する。

■申請等に必要な書類は下記ホームページよりダウンロードしてご活用ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/sakutuketenkan.html>